

第 9 章 水環境学習・情報発信

水環境学習

1 概要

国では、6月5日は「環境の日」、6月の1ヶ月間を「環境月間」と定めている。本市では、この期間にあわせて、「水生昆虫ふれあい教室」などさまざまな行事を実施している。平成3年に策定された川崎市環境基本条例では、基本的施策のひとつとして環境教育の推進を位置付け、また、平成6年に策定された川崎市環境基本計画では、環境教育推進の基本的施策として、環境教育基本方針の策定と推進、環境教育推進体制の整備、市民及び事業者の取り組みへの支援をあげている。これらを受けて、平成7年に、環境教育・学習事業推進のガイドラインとして、「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定した。平成23年3月に全面改正した川崎市環境基本計画では、総合的な環境教育・環境学習の推進の中で重点目標の一つとして、環境教育・環境学習に関する講座・講習会の開催がある。

平成25年度は、「環境科学セミナー」を開催したほか、「夏休み多摩川教室」や「水環境体験ツアー」を関係機関と共に開催した。

2 背景

昭和45年、アメリカで「環境教育法」が立法化されたのを契機に環境教育が世界的に注目されるようになった。この環境教育法では、「環境教育とは、人間を取り巻く自然及び人為的環境と、人間との関係を取り上げ、人口、汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、都市や地方の開発計画が、人間環境に対してどのような関わりを持つかを理解させるプロセスである。市民の中に我々の生存を確かなものにし、生活の質を向上させるには、環境の重要性を認識し、責任ある行動をする必要があるという考えを広めていくことをめざす教育である。」と規定している。

わが国においては、昭和30～40年代の高度成長に伴って起きた産業公害を契機として環境教育の必要性が認識され、近年、生活環境問題や地球環境問題が深刻化する中で再認識されてきた。環境省は「環境学習のための人づくり・場づくり」の中で環境教育の目的を「人間と環境の関わりを明らかにし、さらに人間の恒久的生存のために現在の環境状態を調査し、評価・判断しながら人間と環境の関わりの変化を予測し、どう行動したらよいかを学ぶことである。」としている。平成5年に制定された環境基本法（平成11年7月16日改正）の中に、環境教育・学習の推進が謳われている。

平成15年7月には、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布された。また、日本の働きかけにより、アジェンダ21、国連ミレニアム開発目標及びヨハネスブルグ・サミット実施計画を踏まえ、「持続可能な開発」を進めていくためには、あらゆる国・地域において官民がこぞって取組を行う必要があり、これを促進していくためには基礎教育、高等教育、教

員教育、環境教育等を充実させ、市民の啓発活動を粘り強く展開していくことが必要であるという認識に立って、国連において、平成 17 年から平成 26 年までを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、その下で各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進する決議が、第 57 回国連総会において決議されている。

3 事業内容

(1) 水環境体験ツアー

平成 25 年度より、18 才以上の市民を対象に、水環境について親しみ、学んでもらうことを目的として「水環境体験ツアー」を開催している。本ツアーは 2 日間に渡って開催し、雨水が地下に浸透して湧水となって地表に現れ、川となって海注ぐまでの水循環の流れに関連する施設等を見学した。

ア 開催年月日：1 日目 平成 25 年 7 月 31 日、2 日目 平成 25 年 8 月 7 日

イ 参加者：1 日目 37 名、2 日目 33 名

ウ 開催内容：1 日目「市内の湧水地及び長沢浄水場を巡るツアー」

(ア) 川崎市の水環境の変遷と現況についての講義

(イ) 水沢の森及び平瀬川源流の見学

(ウ) 長沢浄水場の見学

(エ) 生田緑地の湧水地の見学

2 日目「水処理センター、人工海浜及び東京湾を巡るツアー」

(オ) 入江崎水処理センターの見学

(カ) 人工海浜での生物調査

(キ) 人工海浜の生き物と環境についての講義

(ク) 東京湾を船で見学



(1 日目) 平瀬川源流の散策



(2 日目) 入江崎水処理センターの見学

(2) 夏休み多摩川教室

多摩川の沿川に住む小・中・高校生等を対象に、夏休みの期間を利用して、普段見慣れた多摩川と様々な形で触れ合うことにより、多摩川の水質や自然環境等へ持続的に興味を持ってもらうことを目的に開催している。本市をはじめ、東京都、神奈川県、調布市、国土交通省京浜河川事務所及び多摩川流域協議会の主催によるものであり、本市は「川の中の生きものコーナー」、「多摩川のお魚と遊ぼう！」等のコーナーを担当した。

ア 開催年月日：平成 25 年 7 月 23 日
(水)・24 日(木)、10 時～15 時

イ 開催場所：東京都調布市多摩川五丁目地先(多摩川河川敷)

ウ 来場者：520 名

エ 開催内容

(ア) 川の中の生きものコーナー(環境局環境総合研究所、環境局環境対策課、建設緑政局企画課 河川課)

底生生物の採取及び観察、パンフレット等の配布及び缶バッチの作成



(1) 多摩川のお魚と遊ぼう！(建設緑政局多摩川施策推進課、NPO 法人多摩川エコミュージアム)

魚の観察、ふれあいコーナー



(3) 環境科学セミナー(第4回)

環境全般への理解を深めることによって、地域での自主的な活動の核となる人材育成を図ることを目的に、平成14年度年から水環境セミナーとして発足し、平成19年度からは水環境以外に大気環境、地球温暖化等の環境分野も対象とし実施している。平成25年度は、ヒートアイランド、川崎市の大気環境の変遷と取組、地球温暖化問題等について研究所の科学的知見に基づいたセミナーを実施した。このうち、第4回セミナーでは、「都市河川と海の水質を考える」をテーマに、近年、多様な生きものが河川や海で暮らせるのは、工場排水の規制と下水処理能力が高まった成果であり、その取組の紹介とさまざまな河川や海の水質調査を行い、その水質の意味を理解することを目的に実施した。

ア 開催年月日：平成25年11月21日(木)、13時30分～16時

イ 開催場所：環境総合研究所及び多摩川河口干潟

ウ 参加者：17名



情報発信

1 概要

河川・海域・地下水等の水質測定結果、調査研究結果、関係法令・条例の制定、改正などの情報を「環境情報（市HP）」、「環境基本計画年次報告書」、「水質年報」、「環境総合研究所年報」、「環境局事業概要（公害編）」、水質汚濁防止法第17条等の法令に基づき公表している。

また、インターネットのホームページに「水環境情報」、「土壌汚染対策」、「地盤情報」を開設し、河川、海域の水質測定結果、土壌汚染対策法に基づく区域の指定、市内の標高などの、水質や土壌汚染、地盤沈下関連の情報を掲載している。

2 背景

環境基本条例第14条には「市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する情報、技術支援等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めている。これは、環境問題の解決のためには「市民、事業者と行政が情報の共有を図ることが重要であるとの認識に基づくもので、現在、情報の積極的な提供に努めている。

3 事業内容

(1) 環境情報

環境情報は毎月発行され、庁内関係局や図書館などへ配布されている。毎月、前月の水質調査結果などの水質関連記事を掲載している。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000031684.html>

(2) インターネットホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

・水環境情報

メインコンテンツ

月間水質測定結果（河川・海域）、地下水質測定結果、水質事故、
水についての基礎知識、コイヘルペス病について

川崎市水環境保全計画、資料・刊行物、リンク集

・川崎市の土壌汚染対策

土壌汚染対策法、土壌汚染の調査・対策に関する手続きのご案内、
市の条例について、汚染土壌処理業、川崎市の土壌汚染対策 よくある質問、
土壌汚染対策のあり方について（答申）

・地盤情報

市内の標高、地下水の揚水に関する規制について、川崎市の地盤沈下、
市条例届出様式のダウンロード、閲覧図書を紹介、公開資料

